

会計検査院の保有する個人情報の開示の方法

平成17年3月28日
会計検査院事務総長決定
平成18年3月23日改正
平成29年5月18日改正
令和元年6月21日改正
令和4年3月25日改正
令和5年3月27日改正

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定により、会計検査院の保有する個人情報の開示の実施を適切に行うため、及び同法第24条第1項に規定する電磁的記録についての開示の方法の定めとして、会計検査院の保有する個人情報の開示の方法を次のように定める。

第1 保有個人情報が次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている場合の個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）第23条の会計検査院が定める閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画（次号又は第3号に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、第2第1号イに規定するもの）
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの

第2 保有個人情報が次の各号に掲げる文書又は図画に記録されている場合の施行令第23条の会計検査院が定める写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

- (1) 文書又は図画（次号又は第3号に該当するものを除く。） 次に掲げるものの交付（ロ及びハに掲げるものの交付にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、会計検査院が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の写しを交付することができる場合に限る。）
- イ 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの（ロに掲げるものを除く。）。ただし、これに

より難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したもの（ロに掲げるものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したもの

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6281若しくはX6282又はX6241若しくはX6245に適合する直径120ミリメートルのものに限る。第3第3号ホにおいて同じ。）に複写したもの

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

第3 保有個人情報がある次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている場合の法第87条第1項の会計検査院が定める開示の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、会計検査院が保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）

ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

第4 第1から第3までに掲げる方法により開示を行うことができない場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第9条に規定する開示の実施の方法に準じた方法により開示を行う。